

# 第6回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和3年6月29日

出席者	1. 若杉伸児    2. 森田正春 <del>3. 藤田博文</del> 4. 田野敏広 5. 中田辰美    6. 林田寿利    7. 柳田隆喜    8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志    10. 菊池勇夫    11. 富井保徳    12. 黒木良昭 <del>13. 藤本政嗣</del> <del>14. 中谷茂己</del>
議事録署名人            11番 富井 保徳 委員            12番 黒木 良昭 委員	
開催時間            開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和3年第6回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、3番藤田博文委員、13番藤本正春委員、14番中谷茂己委員より欠席の届出が出ております。ただ今の出席委員は11名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和3年第6回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。11番富井保徳委員、12番黒木良昭委員、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和3年6月29日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>

局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 6 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 49 番から 52 番までの 4 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>4 ページをお開きください。受付番号は 49 番です。申請人の譲受人は、美郷町南郷鬼神野の 71 歳の方。譲渡人は、美郷町長となっております。申請地は、南郷鬼神野字小村、田 1 筆、603 ㎡であります。申請理由は、交換による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 4,818 ㎡。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中田委員	<p>5 番、中田です。只今の事務局の説明のとおりです。美郷町が所有していた農地は、公営住宅を建設するために購入した土地ですが、分筆後の交換手続きがされていませんでした。町有財産の整理をしていたところ、個人の農地に公営住宅が建っているのが判明し、所有権移転の処理もされていなかったため、今回の交換申請となりました。申請地は今まで譲受人が管理していたため、何の問題もないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 49 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
	<p>無いようですので採決に移ります。受付番号 49 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt;全員、挙手&gt;</p>
	<p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 50 番について説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>6 ページをお開きください。受付番号は 50 番です。申請人の譲受人が、高知県の 38 歳の方。譲渡人は、延岡市の 70 歳の方です。申請地は、西郷田代字石塚、畑 1 筆、205 ㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 0 ㎡です。家畜はありません。家族総数 4 名</p>

の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図ですが、隣接する居宅と一緒に購入するようです。農地法第 3 条第 2 項の各号について説明します。譲受人の住所が高知県となっておりますが、来年の 4 月に本町に移住定住することが決定しております。第 2 項第 1 号の全部効率的利用要件ですが、今回取得する農地は、居住する住宅に隣接する農地であり、利便性が高く、利用計画の野菜が効率的に耕作することが認められると判断します。続いて 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定ですが、個人取得になりますので適用はありません。第 3 号は適用ありません。第 4 号の農作業常時従事条件ですが、譲受人は常時従事できる見込みがあると判断します。第 5 号の下限面積要件ですが、本町では移住定住にかかる別断面積を通常の 30a とは別に制定しています。移住定住に係る下限面積 1a は満たしていると考えます。第 6 号は該当しません。第 7 号の地域調和条件ですが、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障ないと判断します。以上のように、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。譲渡人は定年退職後も延岡に住んでおります。土日には家・山・畑の管理に来ていたんですが、後継者もないことから空家バンクに登録していたら譲受人が気に入り、今回の申請となりました。申請地は家の前の家庭菜園であります。双方に何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に張ります。受付番号 50 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 50 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号 51 番ですが、若杉委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

<若杉伸児委員、退席>

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局員	<p>8 ページをお開きください。受付番号は 51 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 53 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 66 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字鶴野、田 1 筆、562 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、貸借権の設定。利用計画は水稻であります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作のみの 7,331 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中田委員	<p>5 番、中田です。代わって説明いたします。譲受人は農業委員であります。譲渡人は 66 歳と若いですが、申請地は 10 年以上他人に管理してもらっていたそうです。今回譲渡人から相談があり、引き受けることになったそうです。現地を見てきましたがすでに田植えは済んでおり、何の問題もないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 51 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 51 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終了しましたので、若杉委員を呼び戻してください。</p> <p>&lt;若杉伸児委員、着席&gt;</p> <p>続きまして、受付番号 52 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>10 ページをお開きください。受付番号は 52 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の(株)きじの郷うなま。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 77 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字細宇納間、田 3 筆、3,027 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、貸借権の設定。利用計画は水稻であります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 14,133 m<sup>2</sup>。家畜はありません。構成員総数 1 名の労力 1 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池 勇夫 委員	10 番、菊池です。申請地は譲渡人の自宅周辺にあり、大変条件がいい所ですが、高齢で管理が出来なくなったため、近くの担い手である譲受人にお願いしたら承諾してもらったので、今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 52 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 52 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 19 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	12 ページをお開きください。議案第 19 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求め。令和 3 年 6 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 53 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	14 ページをお開きください。受付番号は 53 番です。受付月日は、令和 3 年 6 月 15 日。申請人は、美郷町北郷宇納間の 92 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字向宇納間、田 3 筆、畑 1 筆、計 4 筆の 1,764 m <sup>2</sup> であります。現況地目は山林です。所有者は、申請人と同じです。調査月日は、令和 3 年 6 月 15 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。15 ページが地籍集成図、16 ページが現況写真となっております。申請地は、山林と農地の法面に挟まれた谷部に位置する農地であります。現況は山林化しており、非農地扱いすることによって、周囲への影響は無いと考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池 勇夫 委員	10 番、菊池です。事務局の説明のとおりです。申請人も高齢で、後継者がいないことから、農地に戻すことは無理だということです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 53 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 53 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 20 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

17 ページをお開きください。議案第 20 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 6 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対処農用地の位置図であります。受付番号 54 番から 56 番までの 3 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

19 ページをお開きください。受付番号は 54 番です。申請人が、美郷町南郷鬼神野の 74 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字小村、田 2 筆、395 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、申請地は平成 5 年に国道の改良工事に伴う用地買収にかかり、立ち退きのために自宅の建て替えを行った際に造成し宅地として使用していたが、このたび私有財産の整理をしていたところ、農地であることが判明したため（追認申請）となっております。転用後の用途は宅地。転用の時期は、平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日完了となっております。20 ページが地籍集成図、21 ページが始末書、22 ページが現況写真となっております。本件は、農業公共投資のされていない小集団の農地であり、始末書も提出されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。只今の事務局の説明のとおり、すでに宅地として使用して何年も経っており、始末書も出ているので問題ないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 54 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 54 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 55 番について説明をお願いします。

事務局員

23 ページをお開きください。受付番号は 55 番です。申請人が、日向市東郷町の方です。申請地は、西郷田代字田ノ原、田 2 筆、77 m<sup>2</sup>であります。申請の理由は、申請地は令和 3 年 3 月に既存の農業用倉庫を増築するにあたり、道路幅員が不足することから造成し道路として使用していましたが、このたび農業委員からの指摘により転用許可が必要であることが判明したため（追認申請）となっております。転用後の用途は公衆用道路。転用の時期は、令和 3 年 3 月 13 日から令和 3 年 3 月 31 日完了となっております。24 ページが地籍集成図、25 ページが始末書、26 ページが土地利用図、27 ページが現況写真となっております。本件は、農業公共投資のされていない小集団の農地であり、始末書も提出されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。只今事務局のほうから説明があったとおりです。倉庫の前には細い道路があったんですが、広げないと農業用機械等が通らない為、農地をコンクリート舗装して道路として使用していました。無断転用に対して指導したところ、現状を理解し早速転用の対応をしていただきました。ご審議よろしくお願います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 55 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 55 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 56 番について説明をお願いします。

事務局員

28 ページをお開きください。受付番号は 56 番です。申請人が、美郷町北郷宇納間の 76 歳の方です。申請地は、北郷宇納間宇橋野谷、田 2 筆、930 m<sup>2</sup>でありま

す。申請の理由は、申請地は周囲を山林に囲まれ日当たりも悪く、農地としての管理が困難であったため、3年程前に杉を植林したが、転用許可が必要であることが判明したため（追認申請）となっております。転用後の用途は山林。転用の時期は、平成31年3月1日から平成31年3月31日完了となっております。29ページが地籍集成図、30ページが始末書、31ページが土地利用図、32ページが現況写真となっております。本件は、農業公共投資のされていない四方を山林に囲まれた小集団の農地であり、始末書も提出されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池勇夫  
委員

10番、菊池です。本来ならば藤本委員の担当地区になりますが、欠席のため代わりに説明いたします。申請人は都会からのUターン者であり、農地法を知らなかったのではないかと思います。現況写真を見ていただくとわかるように、周囲は殆ど山林で、現在1m50cm程に生長しており、元に戻すのも大変でありますので、是非ご検討いただきたいと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号56番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号56番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

33ページをお開きください。議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和3年6月29日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は57番から60番までの4件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

35ページをお開きください。受付番号57番と58番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の美郷町長になります。

受付番号57番。譲渡人は、美郷町南郷鬼神野の71歳の方。申請地は、南郷鬼

神野字小村、田 3 筆、560.97 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 58 番。譲渡人は、美郷町南郷鬼神野の 74 歳の方。申請地は、南郷鬼神野字小村、田 1 筆、44 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、申請地は、平成 6 年に公営住宅を建築するために造成し、教職員住宅及び町営住宅用地として使用しており、この度町有財産の整理を行ったところ、個人の農地が存在することが判明したため（追認申請）となっております。転用後の用途は、宅地・公衆用道路。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日完了となっております。36 ページが地籍集成図、37 ページが始末書、38 ページが土地利用図、39 ページが現況写真となっております。2219 - 2 と 2230 - 2 については、農業公共投資のされた第 1 種農地であり、周辺が宅地と接続していることから基準を満たすと考えています。また 2254 - 2 については、農業公共投資のされていない小集団の農地であり、始末書も提出されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。先程の事務局の説明のとおりです。転用交換案件になります。現地確認に行きましたが、現況写真のとおり宅地になってから随分年月が経っておりますので、問題はないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 57 番と 58 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 57 番と 58 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

個人の案件ではなく公共的なものですので、今後このようなこと無いように行政のほうもしっかりしてもらいたいと思います。

続きまして、受付番号 59 番について説明をお願いします。

事務局員

40 ページをお開きください。受付番号は 59 番です。申請人の譲受人が、延岡市の 69 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 64 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字御堂原、田 1 筆、4.20 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、申請地は、譲受人の実家への通路として使用しておりますが、相談を受けて精査したところ、昭和 62 年に施行された道路改良（拡幅）工事にかかる用地買収の残地に、個人の農地が

存在することが判明したためとなっております。転用後の用途は道路。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、昭和 62 年から永年間となっております。41 ページが地籍集成図、42 ページが始末書、43 ページが土地利用図、44 ページが現況写真となっております。申請地は農業公共投資のされていない小集団の農地であります。汚水等も発生せず、雨水については既存の側溝等で処理することになっているので問題はないと思います。始末書も提出されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池勇夫  
委員

10 番、菊池です。事務局の説明のとおりですが、いつも通っている道路の一部が農地だったとは全く気づかなかったです。この件についても、今回の申請で適正に処理されると思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 59 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 59 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 60 番について説明をお願いします。

事務局員

45 ページをお開きください。受付番号は 60 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 65 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字清川、畑 1 筆、151 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、自宅に駐車場用地か無いため、自宅に隣接する申請農地を駐車場用地として利用したいとなっております。転用後の用途は駐車場。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、令和 3 年 8 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日完了予定となっております。46 ページが地籍集成図、47 ページが土地利用計画図、48 ページが現況写真となっております。本件は農業公共投資のされていない小集団の農地であります。汚水等も発生せず、雨水については自然浸透で処理するということですので、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池勇夫

10 番、菊池です。藤本委員の担当地区になりますが、代わって説明いたします。

委員	<p>私も現地に行ったことがあります。家まで降りていく道が怖いくらいのところ です。倉庫に車を突っ込んで回らなければならないほど狭い庭ですので、今回駐 車場が必要だと考え購入することにしたようです。有効に利用できると思います ので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 60 番について質疑のある方 は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 60 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 22 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用 地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>49 ページをお開きください。議案第 22 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の 規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条 の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 3 年 6 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置 図であります。受付番号 61 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いた します。</p>
事務局員	<p>51 ページをお開きください。受付番号は 61 番です。利用権の設定を受ける者 が、美郷町西郷田代の 70 歳の方。利用権を設定する者が、延岡市の 68 歳の方で す。利用権を設定する土地は、西郷田代字拂川宮ノ元他、田 3 筆、2,986 m<sup>2</sup>であり ます。利用権設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受け る者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 62,519 m<sup>2</sup>。家族総数 4 名の労力 2 名。 利用権設定区分は継続となります。52 ページが地籍集成図になります。本案件は、 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と 考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
黒木良昭 委員	<p>12 番、黒木です。先程事務局から説明があったとおりです。利用権に関する各 事項については、双方に確認が取れています。本案件は継続であり、大きな問題 はないと考えます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 61 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 61 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 8 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

53 ページをお開きください。報告第 8 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 3 年 6 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

54 ページをお開きください。農地改良の内容は、盛り土により 280cm 嵩上げずるとなっています。農地改良を必要とする理由は、湧水により、農機具の乗入や耕作が困難なため、盛土を行い作業の効率化を図りたい。盛り土の種類は、県発注急傾斜工事の残土になります。土地の所在は、南郷水清谷字田の原、田 2 筆、996 m<sup>2</sup>です。工事予定年月日は、令和 3 年 6 月 28 日から令和 3 年 12 月 12 日までとなっています。55 ページが地籍集成図、56 ページが平面図、57 ページが横断図、58 ページが現況写真となります。本件は、美郷町農業委員会農地改良届に関する指導要綱第 3 条の規定に基づき、届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

報告について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 3 年第 6 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 富井 保徳

美郷町農業委員会 委員 黒木 良昭

